

国土専建第40号  
平成26年11月28日

全国マスチック事業協同組合連合会会長  
鈴木 浩之 殿

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課長 屋敷 次郎



住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による  
一酸化炭素中毒事故の防止について

標記について、別添のとおり経済産業省から依頼がありました。

貴団体におかれましては、会員企業等に対し、別添の趣旨を踏まえた確な対応が図られるよう、周知方よろしくお願いいたします。

また、添付資料につきましては、必要に応じて下記の URL よりダウンロードしていただきますよう、お願いいたします。

記

参考資料 1

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2014/11/261119-2-1.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/11/261119-2-1.pdf)

パンフレット

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaios-hitai/panel/pdf/toso\\_2014\\_pamph.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaios-hitai/panel/pdf/toso_2014_pamph.pdf)



外壁塗装工事・外壁清掃工事・増改築工事をされる工事会社さまへ

工事の際に、やむをえず給排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・屋外式給湯器をビニール等で覆う場合、  
**入居者の方にガスの使用禁止をお願いしてください。**



**!** [ガス臭い]、「警報器が鳴った」などの異常を感じたら、  
**すぐガス事業者へ連絡を!**

外壁塗装工事に伴い、ガス機器の異常着火、ガス臭、排気ガス臭等が発生した場合、直ちにガス機器の使用を停止し、ガス事業者へ連絡を!

お名前 ▶ ご住所 ▶ ご近所の目標 ▶ その場の状況

ガスの事故がなくなるよう  
皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全見直し隊  
<http://www.meti.go.jp/>



お問い合わせは



外壁塗装工事・  
外壁清掃工事・  
増改築工事をされる  
ご会社さまへ  
お願い。



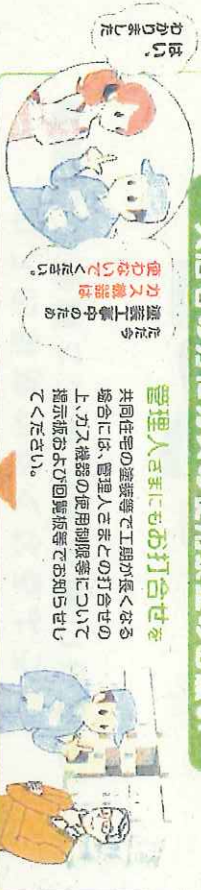
外壁の塗装工事等で、給排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・  
屋外式ガス給湯器等をビニールで覆うときは入居者の方に

**ガスの使用禁止をお願いしていただきます。**

ガス機器、給排気筒等をビニールで覆ったままガス機器を使用され  
ますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、  
機器の異常発火による故障や火災の原因となり大変危険です。



入居者の方にガスの使用禁止のお願い



作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。

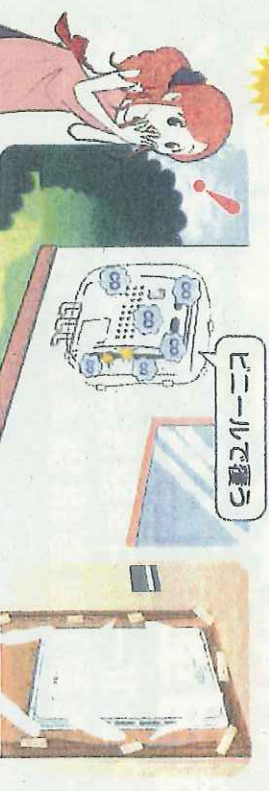


ビニールで覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

**危険のガス**  
不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。



**危険のガス**  
ガス機器の故障の原因になります。



ビニールで覆う

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留してしまえば、運搬点火操作により着火するとガス機器が爆発・火災に至る場合があります。